

●ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けた者の連携会員への就任について

〔平成20年10月23日〕
〔第67回幹事会申合せ〕

ノーベル賞その他の幹事会が適当と認める学術的栄誉を受けた者（受賞者が研究者である場合に限る。）を速やかに連携会員に就任させるためには、通常の連携会員の選考手続によることができないので、以下に定める要領に従って選考を行うものとする。

1. 会長は、ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けた者を連携会員に任命するため、任期を付してこの者を選考委員会に推薦することができる。
2. 選考委員会は、審議・検討の上、連携会員候補者名簿を作成し、幹事会に提出する。
3. 幹事会は、選考委員会から提出された名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
4. 会長又は会長が指名する会員は、幹事会決定後速やかに、当該者に対し、連携会員への就任意思を確認し、会長は、当該者に就任の意思がある場合には、連携会員に任命するものとする。